

省 令

○総務省令第十一号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第五条の七第一項第三号の規定に基づき、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年二月二十八日

総務大臣 石田 真敏

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十六年総務省令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>（閉鎖型スプリングクラーヘッド）</p> <p>第五条 令第五条の七第一項第三号の総務省令で定める閉鎖型スプリングクラーヘッドは、標示温度が七十五度以下で種別が一種のものとする。</p> <p>（設置の免除）</p> <p>第六条 令第五条の七第一項第三号の総務省令で定めるときは、次の各号に掲げるいずれかのときとする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十年総務省令第五百五十六号）第三条第二項及び第三項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>〔略〕</p> | <p>（閉鎖型スプリングクラーヘッド）</p> <p>第五条 令第五条の七第一項第三号の総務省令で定める閉鎖型スプリングクラーヘッドは、標示温度が七十五度以下で作動時間が六十秒以内のものとする。</p> <p>（設置の免除）</p> <p>第六条 〔同上〕</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>〔新設〕</p> <p>三 〔同上〕</p> |

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）及び不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成三十一年政令第二号）の施行に伴い、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行規則を廃止する省令を次のように定める。

平成三十一年二月二十八日

文部科学大臣 柴山 昌彦

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行規則を廃止する省令

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行規則（平成十六年文部科学省令第一号）は、廃止する。

附 則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

○農林水産省令第十号

植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年二月二十八日

農林水産大臣 吉川 貴盛

テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令（平成三十年農林水産省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>（作付けの禁止）</p> <p>第三条 防除区域においてははしよくようだいおとう、トマト、ほうれんそう、あぶらな属植物及びふだんそう属植物（以下「しよくようだいおとう等」という。）の作付けをしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>附 則</p> <p>（この省令の失効）</p> <p>第二条 この省令は、平成三十二年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この省令は、その時以後も、なおその効力を有する。</p> | <p>（作付けの禁止）</p> <p>第三条 防除区域においては、しよくようだいおとう、ほうれんそう、あぶらな属植物及びふだんそう属植物（以下「しよくようだいおとう等」という。）の作付けをしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>附 則</p> <p>（この省令の失効）</p> <p>第二条 この省令は、平成三十一年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この省令は、その時以後も、なおその効力を有する。</p> |

附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。